

## いすみ市プレミアム付商品券取扱店募集要項

### 1. 趣旨

低所得者・子育て世帯に対する消費税増税に伴う影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起することを目的として実施するプレミアム付商品券事業において、商品券の取扱店を募集します。

### 2. 応募資格・条件

いすみ市内において事業を営み、かつ店舗を有する事業所

応募資格について疑義が生じた場合は、市と協議するものとする。ただし、下記に規定する事業所は対象外とする。

- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又はその構成員であると認められるもの。
- ・暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与するもの。
- ・風俗営業法等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業又はこれに類する営業を行うもの。
- ・法令又は公序良俗に反するもの。

### 3. 申込方法

取扱店加入申込書に所定の事項を記入し、下記の応募先へ直接申し込むか、ファックス又は郵送のいずれかにより提出し、申し込むものとする。複数の支店がある場合は、各支店単位で登録が必要となる。取扱店登録料は無料とする。

### 4. 申込期限

令和2年2月28日（金）まで

申込期限内に申込手続きを完了した事業所は、市ホームページで案内・周知する。

なお、令和元年7月31日（水）までに申込手続きを完了した場合は、商品券購入者に配布するチラシに事業所名を掲載する。

### 5. 商品券の概要

(1) 商品券の発行総額は、2億750万円（最大）とする。

※商品券には通しナンバーと偽造防止策を施す。

(2) 商品券は、額面500円券10枚の5,000円分を1セットとし、4,000円で販売する。対象者一人につき5セットまで購入できる。

(3) 取扱店は、商品券を持参した消費者に対し、令和元年10月1日（火）～令和2年3月31日（火）に限り、券面記載額に相当する物品の販売又は役務の提供を行う。但し、(6)に該当するものは除く。

(4) つり銭は出さないものとする。

(5) いかなる理由があろうとも、有効期限後の商品券の使用はできない。

(6) 商品券の使用対象外となる物品又は役務は以下のものとする。

- ①不動産・金融商品の購入等、明らかな資産形成で、消費の下支えとは言い難い出資
- ②債務の支払い
- ③有価証券、切手、印紙、ギフト券、図書券、各種金券、プリペイドカード等、換金性の高いもの
- ④たばこ
- ⑤風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- ⑥税金や保険料の支払い等
- ⑦電気料金、ガス料金、水道料金、電話料金、NHK受信料などの公共料金
- ⑧その他、消費税率引上げ直後の6か月以内の消費に確実につなげるといふ本事業の趣旨にそぐわないもの

## 6. 商品券の換金

- (1) 取扱店の換金手数料及び振込手数料は無料とする。
- (2) 換金は、別記1のスケジュールに従って行う。取扱店は、事前に申込書に振込先口座を記入する。
- (3) 商品券の換金を受けようとする取扱店は、裏面に取扱店名を記入した当該商品券を換金場所に提出する。
- (4) 換金請求は、令和元年10月4日（金）～令和2年5月15日（金）の期間とする。この期間を過ぎたものは、いかなる理由があろうとも換金に応じない。

## 7. 注意事項

取扱店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 登録に関する虚偽又は不正行為をしてはならない。
- (2) 市が配布する商品券取扱店ポスターを消費者に分かりやすく、見やすい場所に掲示すること。
- (3) 商品券の利用を見込んで通常よりも高い価格を設定するなど、消費喚起の趣旨に反する行為をしてはならない。
- (4) 商品券が偽造されたものと判別できる等、不正使用が明らかな場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに市に連絡すること。その際の責については市にて協議すること。
- (5) 換金目的での商品券の購入は行わないこと。
- (6) 自社商品の購買に商品券を利用してはならない。
- (7) 商品券の交換、譲渡及び売買をしてはならない。
- (8) 商品券を、事業者間取引に伴う代金（商品仕入れ代金・諸経費）の支払いに使用してはならない。
- (9) 取扱店がこの要項の各事項に違反すると市が判断したときは、取扱店資格を取り消すこと。

別記1 プレミアム付商品券換金日及び換金場所

	換金日	換金場所
大原地区	10日・25日（土日祝の場合は前日又は前々日の平日） 時間：10時～15時	いすみ市商工会本所 いすみ市大原 7400-8 TEL:62-1191
岬地区	5日・20日（土日祝の場合は翌日又は翌々日の平日） 時間：9時～17時	協同組合岬信販チケット連盟 いすみ市岬町椎木 1781 TEL:87-2754
夷隅地区	4日・19日（土日祝の場合は翌日又は翌々日の平日） 時間：10時～11時30分	いすみ市商工会夷隅支所 （いすみ市役所夷隅地域市民局内） いすみ市国府台 1524-1 TEL:86-3105

応募先・問い合わせ先

いすみ市役所大原庁舎 2階

企画政策課

〒298-8501 いすみ市大原 7400-1

電話：0470-62-1382

FAX：0470-63-1252